
平成29年度第1回
評議会資料#2

平成28年度三重支部事業結果報告

平成29年7月21日



I . 企画総務グループ

- | | | |
|---------------------------|-----|------|
| 1. 保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進 | ・・・ | 2,3P |
| 2. 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的な対策 | ・・・ | 4P |
| 3. ジェネリック医薬品のさらなる使用促進 | ・・・ | 5,6P |
| 4. 地域医療への関与 | ・・・ | 7P |
| 5. 広報の推進 | ・・・ | 8P |
| 6. 組織運営及び業務改革 | ・・・ | 9P |

1. 保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進

◎ 目標設定

- ① 協働のイベント、事業を推進・実施する。
- ② 他の関係団体とも協定を締結すべく協議を重ねる。

◎ 平成28年度の取り組み・評価

① 市町イベントに参加。協会けんぽ骨密度測定ブースを出店し、運動の必要性について啓発を行った。実施したアンケートの結果を分析し、効果的な保険事業に繋げていく。

けやきフェスタ（菟野町）

開催日：平成28年6月5日
参加者：150人



野菜フェスタ(伊勢市)

開催日：平成28年7月9日
参加者：165人

② 特定健診受診勧奨用のミニのぼりを県医師会と連名にて作成。医療機関へ配布し健診率の向上図った。

② ジェネリック医薬品についてのチラシを5か国語作成。県薬剤師会へ提供し、各調剤薬局でご利用いただくよう依頼した。ジェネリック医薬品の使用率が低い若年層への働きかけを協働で実施し使用促進に繋げる。



② 県歯科医師会が実施する歯科検診を支部職員が受診。体験コラムを広報紙へ掲載し歯周病の予防について紹介。



② 8020運動
津駅前前で啓発活動を実施。



◎ 平成29年度の取り組み

- ① 県、市町、医療関係団体が実施する健康づくり事業等にブース等を出展し、加入者に対して健康を意識した生活習慣の改善を啓発する。
- ② 県内自治体及び関係機関との連携、協働事業実施のため、事業協定の締結を進める。

1. 保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進

◎ 目標設定

③ 健康経営の普及促進のため、健康宣言事業所の拡大を図る

◎ 平成28年度の取り組み・評価

① 経済団体と健康経営拡大に向け連携、経済団体、健保連三重連合会と協同でリーフレットを作成。28年3月末25社が健康宣言。セミナーや研修会において健康経営の普及促進を図り、更なる健康宣言事業所数の拡大に努める。



津市商工会議所と共催で健康経営セミナーを開催

日時：平成28年8月5日

場所：津商工会館

参加者：30名

講師

四日市看護医療大学 名誉学長 河野 啓子 氏

共催：津商工会議所



菰野町と合同で健康づくりセミナーを開催

日時：平成29年3月16日

場所：菰野町役場

参加者：20名

「職場でできる喫煙対策」

講師：医療法人三愛 理事長 石原 知明 氏

「職場でできる健康づくり」

講師：株式会社佐野テック

代表取締役社長 佐野 哲郎 氏



◎ 平成29年度の取り組み

③ 平成29年度末までに100社以上に健康宣言事業所を拡大する。

③ 運輸局三重運輸支局や関係団体（トラック、バス、タクシー協会）との協定を締結。関係団体加入の約1,100社・25,000人の健康づくりと健康宣言事業所の拡大を図る。

③ 商工会議所と連携して県内各地域で事務説明会と健康経営についてのセミナーを開催。平成29年度は鈴鹿、四日市、名張、伊勢の商工会議所で開催。各会場2~4回のセミナーを開催し、健康宣言事業所の拡大を図る。

2. 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的な対策

◎ 目標設定

協定を結んでいる市町において協働で医療費分析を行い、地域の健康課題の把握し、健康増進策を策定、国保に移行する前の働く世代への対策を強化する。

◎ 平成28年度の取り組み・評価

名張市へ平成26年度の健診・質問票データを提供。国保、後期、協会けんぽ、市町村共済のデータの分析を進め、地域の課題を考察。メタボリスクにおいて、全年齢層とも男性が女性の約二倍のリスクとなっていることがわかった。30代、40代からの早期の働きかけを行っていくことが課題。

順天堂大学協力のもとで菰野町との共同分析を実施。協会けんぽ加入者の代謝リスク保有者の状態を改善し健康な状態で国保へ移行させる。また、リスクがあっても医療機関を受診しない傾向があるため文書、訪問による受診勧奨を実施することとした。

津市のデータと協会けんぽ三重支部のデータを鈴鹿医療科学大学教授のアドバイスのもとで比較する。国保に比べ血圧のリスク保有率が高く体重の増加が要因の一つであることが判明。協会けんぽの健康経営の動きと合わせて啓発を進めていく。

◎ 平成29年度の取り組み

協定を締結している市町とのデータ分析により見えてくる地域の課題を共有し、それぞれの事業に反映させるとともに、連携した保健事業の実施に繋げていく。

3. ジェネリック医薬品の更なる使用促進

◎ 目標設定

- ① 限度額適用認定申請セットに継続的にジェネリックQ&Aと希望シールを同封し、使用を促進する。
- ② 伊勢志摩サミットに合わせ、バスペイント広告を実施。ジェネリック医薬品の普及促進を図る。
- ③ 後発医薬品適正使用会議の委員に就任。県内最大の保険者としてジェネリック医薬品使用促進のための積極的に情報提供を行う。
- ④ ジェネリック医薬品の使用割合率等のデータを分析し、情報発信を行う。

◎ 平成28年度の取り組み・評価

① 限度額適用認定申請セットに継続的にジェネリックQ & A と希望シールを同封し、使用を促進する。セミナー等でも配布し、使用促進に繋げていく。



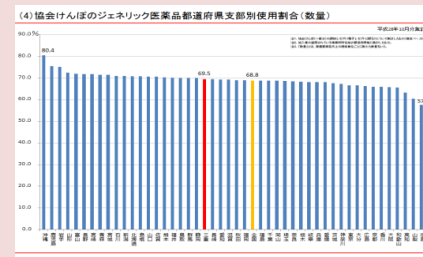
③ 三重県後発医薬品適正使用会議において、協会けんぽの取組を報告。県内最大の医療保険者として、今後も積極的に意見発信を行っていく。



② 伊勢志摩サミット期間中ジェネリック医薬品の使用促進を三重交通バスのペイント広告で実施。津、菟野町においてもバス広告を実施中。使用率の低い若年層への効果的な広報の検討が必要。



④ H P にジェネリック医薬品の動向資料（他県との比較、年齢、薬効別）を掲載し使用促進に向けての情報発信を行った。また、軽減額通知の実施状況を踏まえ、県へのジェネリック医薬品使用割合等の情報提供を行った。引き続き分析を進め、関係団体（医師会、薬剤師会）への情報提供を行う。



3. ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品都道府県別使用割合

	三重支部	全国平均
28年度	71.2%	70.4%
27年度	65.6%	65.0%

ジェネリック医薬品軽減額通知

現在服用中の先発医薬品を、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、どれくらい自己負担額が軽減するかを試算したお知らせ。

年度	平成28年度	平成27年度
通知件数	1回目 : 300万 件(三重支部 4万件)	1回目 : 181万 件(三重支部 2万2千 件)
	2回目 : 300万 件	2回目 : 194万 件(三重支部 2万4千 件)
	合 計 : 600万 件	合 計 : 375万 件(三重支部 4万6千 件)
通知対象月	1回目 平成28年3月・4月診療分	1回目 平成27年5月診療分
	2回目 平成28年9月・10月診療分	2回目 平成27年10月診療分
年齢	20歳以上の加入者	35歳以上の加入者
切換率	1回目 25.3%(三重支部 26.7%)	28.6%(三重支部 29.8%)
効果額	月ベース 約11.3億(三重支部 1.5千万円)	約188億円(三重支部 2億3千万円)

◎ 平成29年度の取り組み

- ① 9月に開催される健康セミナーにおいて、ジェネリック医薬品使用促進の講演を行い、使用促進に繋げていく。
- ② 三重県後発医薬品適正使用協議会での積極的な意見発信を行う。
- ③ 映画館でのジェネリックCMの上映により軽減額通知の対象外である若年層への啓発を行う。
- ④ 医療関係団体と連名にて薬に関する啓発ポスターを作成し、医療機関や薬局へ配布する。

4. 地域医療への関与

◎ 目標設定

- ① 地域医療構想策定の中で加入者の利益実現のための意見発信を行う。
- ② 保険者協議会の活性化を図り、医療計画等への積極的な意見提言を行う。
- ③ 医療審議会への参画要請を行う。

◎ 平成28年度の取り組み・評価

- ❶ 4月に県医療対策局を訪問し、病床機能報告データを地域、医療機関、病床機能ごとに抽出加工した資料を提出、調整会議で協議いただくよう依頼。7月、8月に開催された各地域の医療構想調整会議の配布資料の中には、三重支部が提出した病床機能データも含まれており、県医務国保課より委員に対し説明がなされた。また、12月には各地域で開催された調整会議に参画している被用者保険の委員による意見交換会を開催し、地域医療調整会議の中間案について意見交換を行った。
- ❷ 保険者協議会を通じ、三重県地域医療構想（中間案）について意見発信を行った。また、医療費適正化対策の一環として、保険者協議会、三師会協働での「かかりつけ医師、歯科医師、薬剤師」の普及促進事業を提案し、29年度事業として取り組むことが決定した。
- ❸ 平成29年6月より、三重医療審議会への参画が決定。委員は支部長。積極的な意見発信、情報交換を行っていく。

◎ 平成29年度の取り組み

- ❶ 保険者協議会の活性化を図り、積極的な意見提言を行う。
- ❷ 医療審議会等へ医療保険者としての情報提供及び提言を行う。

5. 広報の推進

◎ 目標設定

事業所の担当者だけでなく、加入者個々人に伝わるわかりやすい多様な広報を推進する。

◎ 平成28年度の取り組み・評価

ホームページ、メールマガジンを通じ加入者、事業主に
対する広報を行った。



納入告知書同封チラシ、申請書送付状（支部共通利用）に二次元コードを掲載、情報提供サービスのIDパス通知送付時にメルマガ勧奨のチラシを同封、健康保険委員応募申込書にメールアドレス記入欄を設けるなどメルマガ登録件数の拡大を図った。

メールマガジン登録件数	
29年3月末	28年3月末
2,410件	1,794件

広報誌「けんぽだより」の発行、
社会保険協会が発行する広報誌
「社会保険みえ」に記事を掲載。
「シリーズ健康経営」において、
企業の健康づくりを特集し
健康経営の普及促進を図った。



広報誌「ここにけんぽ」と
「漫画を使った制度周知パンフ
レット」を健康保険委員へ送付
し、事業所内での活用を推進し
た。



◎ 平成29年度の取り組み

- 1 新規に任意継続被保険者向けのメールマガジンを発行。各種手続きや保険料の納め忘れについて案内を開始。
- 2 広報誌「けんぽだより」[ここにけんぽ]の発行、社会保険協会が発行する広報誌「社会保険みえ」に記事を掲載し、タイムリーな情報を提供する。
- 3 健康経営に取り組む県内の企業を「シリーズ健康経営」にて紹介し、その普及に努める。
- 4 加入者と協会とのパイプ役となる健康保険委員の拡大を図り、協会事業が加入者に伝わりやすい体制を作る。

6. 組織運営及び業務改革

◎ 目標設定

- ① 組織や人事制度の適切な運営と改革
- ② 人材育成の推進
- ③ 業務改革・改善の推進
- ④ 経費の節減等の推進

◎ 平成28年度の取り組み・評価

- ① 全職員を対象として、コンプライアンス、個人情報保護、情報セキュリティ、ハラスメント防止の研修を実施した。また、コンプライアンス委員会、個人情報保護管理委員会を開催し、法令遵守、個人情報保護の周知徹底に努めた。
- ② 本部主催の研修に参加。参加者による支部内での伝達研修を実施し、職員の人材育成の推進を図った。また、支部内で、窓口担当者を対象とした研修会を実施し、専門知識の向上に努めた。
- ③ システム刷新に伴う申請書の変更や各種通知書の様式変更に伴い「よくある問い合わせ」や「記入例」などのチラシを作成し加入者の方にわかりやすくお知らせをすることができた。
- ④ 調達時には競争入札、見積競争を実施し経費の節減に努めた。また、協会内部規定に基づき、調達審査委員会を開催し適正な調達に努めた。加えて、消耗品の在庫調査を毎月実施し、適正な在庫管理を行った。

◎ 平成29年度の取り組み

- ① 組織や人事制度の適切な運営と改革
- ② 人材育成の推進
- ③ 業務改革・改善の推進
- ④ 経費の節減等の推進

Ⅱ．保健グループ

- | | |
|-------------------------------------|---------|
| 1. 保健事業の総合的かつ効果的な推進 | ・・・ 11P |
| 2. 被保険者(ご本人)の生活習慣病予防健診実施状況 | ・・・ 12P |
| 3. 被保険者(ご本人)を対象とした特定保健指導の推進 | ・・・ 13P |
| 4. 被扶養者(ご家族)を対象とした特定健康診査(特定健診)の実施状況 | ・・・ 14P |
| 5. その他保健事業 | ・・・ 15P |

1. 保健事業の総合的かつ効果的な推進

◎ 目標設定

健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握し、自治体と連携・協働した保健事業の推進を図る。

◎ 平成28年度の取り組み・評価

- ① 11市町と協働で集団健診の実施や健診結果の説明会を行うなど、加入者の疾病予防や健康増進を図った。
また、健診結果で要治療と判断されたにもかかわらず、医療機関を受診していない未治療者に対して文書による受診勧奨を行い生活習慣病の重症化を防ぐ取り組みを行った。重症化することで加入者の生活にも大きな影響を与えるため、引き続き未治療者に対する取り組みが必要であると考えた。
- ② 訪問が困難である地域の特定保健指導業務を民間業者（ベネフィットワンヘルスケア株式会社）へ業務委託し、特定保健指導業務の実施率向上を図った。
- ③ 健康宣言事業所25社に対し、運動や食事に関する情報提供を行い、事業所と連携した加入者に対する疾病予防、健康増進の取組を実施した。（電話支援51回、訪問件数18件）
また、健康経営優良法人として、宇野重工 株式会社（松阪市）、株式会社 佐野テック（菰野町）の2事業所が経済産業省より認定されたこともあり、事業所と連携した事業の拡大も図っていく。

◎ 平成29年度の取り組み

- ① 加入者の疾病の予防や健康増進のための健診受診率、特定保健指導実施率の向上に向けた取り組みを行う。
- ② 健診により治療が必要との判定となった方へ早期治療を促し、生活習慣病の重症化を防ぐことで医療費適正化及び加入者の生活の維持を図る。
- ③ 健康宣言事業所に対して運動プランを提示し、定期的な訪問によりサポートする。また、効果的な取り組み事例については県内の同規模、同業種へ紹介するなど活動の輪を広げていく。

2. 被保険者(ご本人)の生活習慣病予防健診実施状況

◎ 目標設定

平成28年度対象者 183,325名 (平成27年度対象者 175,535名)

項目	平成27年度	平成28年度
40歳以上の生活習慣病予防健診実施率	59.5%	63.1%
事業者健診データ取得率	8.6%	13.7%

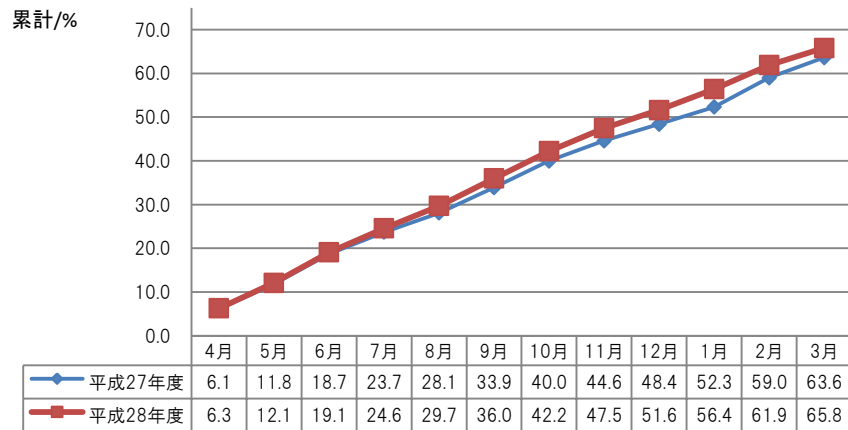
※ 事業者健診データ…事業者健診受診者の健診結果を取得することにより、特定保健指導を行ったり、データ分析の資料とすることができるため、厚生労働省の基本指針にある健診受診率に加算することができるデータ。

◎ 平成28年度の取り組み・評価

- ・ 健診実施率：58.7% 107,687名 (前年度比0.2ポイント増、5,073名増)
- ・ 事業者健診データ取得率：7.0% 12,883名 (前年度比1.9ポイント増、3,935名増)

被保険者本人健診実施率

※ 生活習慣病予防健診+事業者健診



<取り組み内容>

- ① 新規適用の852事業所と任意継続被保険者4,114名に健診案内を送付し、140事業所の457名と任意継続被保険者905名の申込があった。
- ② 28年4月と10月に新たな健診実施機関と契約を締結した。
- ③ 訪問勧奨を実施し、22事業所144名が受診。
- ④ 事業者健診データ取得において、労働局・三重県との三者連名によるデータ提供依頼文書を400事業所に送付、その後電話や訪問による勧奨を行い142事業所から同意書を取得し、約2100名分のデータ提供を受けた。

	平成28年度 目標	平成28年度 実績
40歳以上の生活習慣病予防健診実施率	63.1%	58.7%
事業者健診データ取得率	13.7%	7.0%

○28年度については目標達成に至っておらず、現在実施している事業の拡大に加え他方面からの受診勧奨を行うなど多角的な事業展開が必要と考える

◎ 平成29年度の取り組み

- ① 事業所訪問による健診受診勧奨を実施する。
- ② 健診実施可能な医療機関との委託契約を増加させ、受診者の利便性を図る。(28年度は38機関と契約)
- ③ 受診勧奨業務や事業者健診データ取得勧奨業務を民間業者へ委託し、勧奨件数を拡大させる。
- ④ 三重県、労働局、運輸局など他団体と連携した受診勧奨業務や事業者健診データ取得勧奨業務を行う。
- ⑤ 新規適用事業所に対し、早期に申込書を送付し、あわせて電話による受診勧奨も行う。

3. 被保険者(ご本人)を対象とした特定保健指導の推進

◎ 目標設定

平成28年度対象者 22,868名 (平成27年度対象者 21,238名)

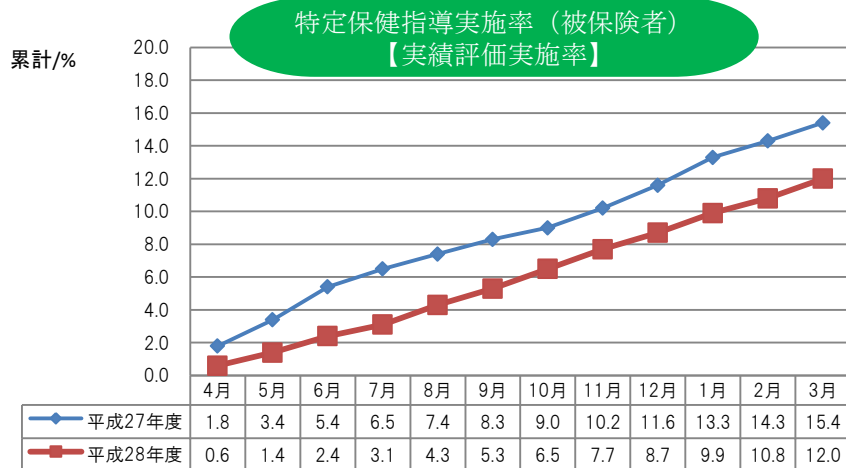
項目	平成27年度	平成28年度
支部保健指導率	14.3%	14.1%
健診機関保健指導率	2.0%	2.0%

◎ 平成28年度の取り組み・評価

- ・ 三重支部保健指導実施率：12.0% 2,746名 (前年度比3.4ポイント減、518名減)
- ・ 健診機関保健指導実施率：1.2% 280名 (前年度比同ポイント、29名増)

<取り組み内容>

- ① 保健指導をキャンセルした49事業所に訪問し保健指導の必要性を説明することで6事業所の保健指導受け入れを獲得した。また、今回の受け入れは難しいものの次回以降の受け入れを依頼した。
- ② 保健指導委託医療機関3機関の現地調査を行い健診から指導までの流れや方法、実施結果などの状況を検証し、保健指導の質の向上や実施件数を増加させるよう改善点について確認を行った。
- ③ 訪問が難しい地域への対策として、特定保健指導専門業者への業務委託を行った。



※ 三重支部保健師実施分のみ件数。

	平成28年度 目標	平成28年度 実績
三重支部保健指導率	14.1%	12.0%
健診機関保健指導率	2.0%	1.2%

○健診受診者の拡大に伴い保健指導対象者も増加しており、指導者の確保など環境面の整備も必要となってきている。また、平成27年度システム刷新の影響を受け、全体的に訪問件数が減少したことが、28年度実績に影響している。

◎ 平成29年度の取り組み

- ① 保健指導業務を民間業者へ委託することにより実施機会の拡大及び件数の増加を図る。
29年度、株式会社アクトスと新規契約、ベネフィットワンヘルスケアの実施件数を増加
- ② 保健指導をキャンセルした事業所への訪問勧奨を行う。
- ③ 保健指導委託医療機関の現地調査を行い問題点の把握、改善を行う。

4. 被扶養者(ご家族)を対象とした特定健康診査(特定健診)の実施状況

◎ 目標設定

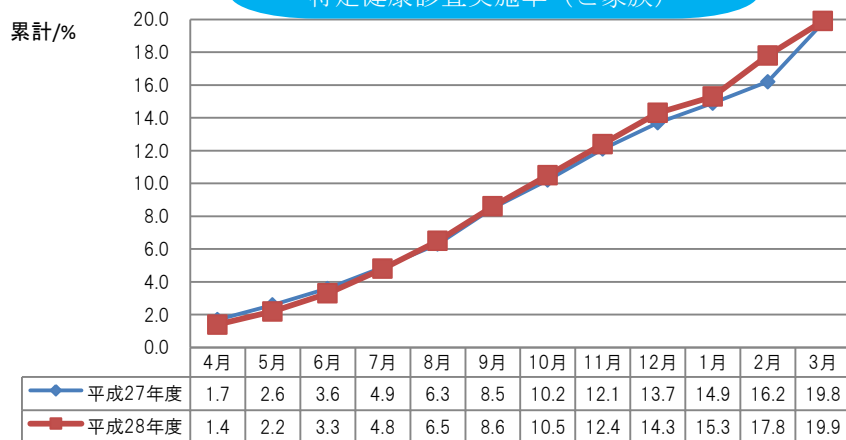
平成28年度対象者 55,778名 (平成27年度対象者 55,802名)

項目	平成27年度	平成28年度
被扶養者特定健診実施率	20.2%	30.0%

◎ 平成28年度の取り組み・評価

・ 受診率：19.9% 11,095名 (前年度比 0.1ポイント増、22名増)

特定健康診査実施率 (ご家族)



<取り組み内容>

- ① 市町のがん検診と特定健診の同時集団健診を実施し、11市町で854名が受診した。
- ② 本人負担500円で実施できる健診機関のない地域10市町を対象に集団健診を実施し、11日間で574名が受診した。
- ③ 期間限定で特定健診にオプションを付与した健診を受けていただき、期間中1,066名が受診した。

	平成28年度 目標	平成28年度 実績
被扶養者特定健診実施率	30.0%	19.9%

○実施率向上に向け、様々な企画の立案により受診機会を拡大させることで未受診者の減少を図っていく必要がある。

◎ 平成29年度の取り組み

- ① 市町のがん検診と特定健診の同時集団健診を実施する。
- ② 健診機関の過疎地域や未受診者の多い地域での集団健診やオプションを付けた健診を企画し特定健診受診者の拡大を図る。

◎ 目標設定

- ① 健診後の未治療者に対する受診勧奨を行う。
- ② 健康セミナーを開催する。
- ③ 自治体のイベントに参加し、医療費の適正化や健診受診勧奨の広報を行う。

◎ 平成28年度の取り組み・評価

- ❶ 健診後の要治療者（未治療者）に対し、医療機関への受診勧奨を行った。
 - ・文書による医療機関受診勧奨後、受診の意思がない加入者に対し、電話勧奨。
 - ・菟野町在住の対象者には、訪問勧奨を実施。
- ❷ 健康セミナーを開催した。
 - ・津商工会議所連携による、健康経営セミナー（H28.8.5）30名
 - ・三重県と連携による健康経営セミナー（H28.9.13）76名
- ❸ 各種イベントに参加し、健康啓発品の配布を行い、健診受診勧奨等の広報を行った。また、各イベント会場にて骨密度測定、健康相談を実施し、参加者へ健康への意識付けを行った。
 - ・菟野町ウォーキング大会（H28.5.13）100名
 - ・菟野町けやきフェスタ（H28.6.5）150名
 - ・伊勢市野菜フェスタ（H28.7.9）165名
 - ・津健康まつり（H28.10.9）169名
 - ・菟野町竹永ふれあいまつり（H28.10.23）150名

◎ 平成29年度の取り組み

- ❶ 健診後の未治療者に対する受診勧奨を行う
 - ・協会本部より文書による受診勧奨
 - ・支部より重症域の方に対し再度文書による受診勧奨
 - ・電話、訪問（菟野町）による勧奨
- ❷ 健康セミナーを開催する。
- ❸ 事業協定を締結した自治体のイベントに参加し、医療費の適正化や健診受診勧奨の広報やアンケートによる分析を行い今後の事業に反映させる。
- ❹ 事業協定を締結した自治体と保健事業を実施するとともに、実施結果を情報発信することにより事業の拡大や加入者の健康意識の向上を目指す。

Ⅲ. 業務グループ

1-1. サービス向上のための取り組み	・・・	17P
1-2. サービス向上のための取り組み(サービススタンダード)	・・・	18P
2. 限度額適用認定証制度の周知と高額療養費申請の案内	・・・	19P
3. 被扶養者資格の再確認業務の実施	・・・	20P
4. 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費の審査の強化	・・・	21P
5. 資格喪失後受診等における債権の発生防止のための保険証の回収強化	・・・	22P

1-1. サービス向上のための取り組み

◎ 目標設定

- ① 「お客様の声受付票」で意見を拾い上げ、全職員に周知し、対応可能なものは迅速に改善を実施する。
- ② 加入者の利便性及び地域性の観点から、四日市年金事務所への職員1名配置による窓口サービスの提供を継続する。

◎ 平成28年度の取り組み・評価

- ① 「お客様の声受付票」について、サービス推進部会で改善策を定期的に協議し、支部で対応可能な案件は速やかに実施した。
健康保険制度案内リーフレットのホームページへの掲載
お客様の声受付票件数 平成28年度39件（平成27年度37件）
平成27年度より2件増加したものの、受付件数が少ないことがあげられる。

お客様満足度調査の結果 平成28年度 窓口対応満足度100%（全国平均97.4%）・電話対応60%（全国平均59.9%）
平成27年度 窓口対応満足度97.5%（全国平均96.8%）・電話対応63.3%（全国平均57.8%）
窓口対応と比較し、電話対応の満足度が低いことがあげられる。
- ② 支部窓口と四日市年金事務所の出張窓口での、繁忙期である4月上旬の窓口混雑緩和のため、例年任意継続被保険者の加入が多い事業所に対し、任意継続保険申請セットを配布し郵送での申請を案内した。
しかしながら、4月上旬の窓口への来客者数減少には繋がらなかった。

◎ 平成29年度の取り組み

- ① 「お客様の声受付票」の様式を見直し、起票件数の増加を図り、支部で対応可能な案件は速やかに実施する。
- ② お客様満足度調査結果を検証し、満足度が低かった電話対応のスキル向上を図り、満足度向上に努める。
- ③ 繁忙期における窓口混雑緩和の取組みとして、任意継続保険申請セットの送付対象事業所を拡充し、郵送による申請を案内する。
また年金事務所の窓口体制の見直しは、サービス低下を招かないように留意しながら検討する。

1-2. サービス向上のための取り組み(サービススタンダード)

◎ 目標設定

申請書の受付から支払日までの所要日数をサービススタンダードと定め、10営業日以内の支払いが100%達成となるよう努める。

◎ 平成28年度の取り組み・評価

- ① 毎日、基幹システムを活用して、未処理状況を把握した。
- ② 平成28年度のサービススタンダード達成率については、7月を除き100%の見込み。
- ③ 申請書の受付から支払日までの所要日数は、全国平均よりやや下回っている状況。正確な事務処理を遂行し、全国平均を上回ることが必要である。

	傷病手当金		出産手当金		出産育児一時金		家族出産育児一時金		埋葬料(費)		家族埋葬料		合計	
	件数	所要日数	件数	所要日数	件数	所要日数	件数	所要日数	件数	所要日数	件数	所要日数	件数	所要日数
平成27年度	12,302	8.47	2,169	8.45	276	6.09	373	6.08	258	6.03	197	5.61	15,575	8.29

	傷病手当金		出産手当金		出産育児一時金		家族出産育児一時金		埋葬料(費)		家族埋葬料		合計	
	件数	所要日数	件数	所要日数	件数	所要日数	件数	所要日数	件数	所要日数	件数	所要日数	件数	所要日数
平成28年度	15,204	8.53	2,430	8.45	232	7.03	361	7.00	310	6.90	203	6.29	18,740	8.42

	傷病手当金		出産手当金		出産育児一時金		家族出産育児一時金		埋葬料(費)		家族埋葬料		合計	
	件数	所要日数	件数	所要日数	件数	所要日数	件数	所要日数	件数	所要日数	件数	所要日数	件数	所要日数
全支部合計	1,057,150	8.32	193,969	7.96	37,496	6.98	48,583	7.05	22,868	6.60	15,065	6.20	1,375,131	8.13

◎ 平成29年度の取り組み

- ① サービススタンダードの期間は10営業日以内とするなかで、正確な事務処理を遂行し、100%の達成を目指す。審査者の担当区域を設定しない「山崩し方式」を給付金・適用業務で実施し、業務の効率化を図る。給付金の支払いまでの所要日数については、全国平均を上回る。
- ② 事務処理手順書に基づいた処理を徹底し、事務処理誤りを発生させないように努める。
- ③ 申請書の記入誤りが多い箇所の案内チラシを作成し、不備での返戻を軽減し支払にかかる期間を短縮する。

2. 限度額適用認定証制度の周知と高額療養費申請の案内

◎ 目標設定

- ① 「マンガを活用した広報」において限度額認定のチラシを作成し、事務講習会等において配布・周知を行う。医療機関における「限度額適用認定セット」の設置については、セットの利用状況を確認のうえ利用が少ない医療機関へ個別に利用促進を図る。
- ② 平成27年度「標準負担額認定証」発行中の方に対して、平成28年度分の提出勧奨を行う。
- ③ 受診月から6カ月後に高額療養費該当者に対して案内を実施することで、加入者へのサービス向上を図る。

◎ 平成28年度の取り組み・評価

① 限度額適用認定証促進事業

- ・ 新規適用事業所事務説明会や新任事務担当者講習会を開催し、限度額認定制度の周知を図った。
- ・ 医療機関に「限度額適用認定申請セット」を配布
【医療機関への申請セット送付部数】 8,330部
- ・ 申請セットの利用がない医療機関を訪問し、セットの設置と利用を依頼
上期 11機関 下期 6機関
- ・ 「低所得者」に該当する方に対し、有効期限の前に提出案内を送付
【低所得者への案内件数】 83件（H28.6.30発送）

② 高額療養費促進事業

高額療養費未申請者に対して、支給申請書を発送し受診から6か月後の提出勧奨を行った。（ターンアラウンド）

◎ 平成29年度の取り組み

- ① 「限度額適用認定申請セット」の医療機関への配布について、各医療機関ごとの利用状況を検証し状況に応じた促進を図る。
- ② 低所得者の方への提出勧奨につき、効果を向上させるべく発送時期を早めて実施する。
- ③ 高額療養費申請案内サービス（ターンアラウンド）の実施について、継続して受診から6ヶ月後に案内ができるよう努める。

3. 被扶養者の資格再確認業務の実施

◎ 目標設定

無資格受診の防止及び高齢者医療費に係る拠出金等の適正化を目的に、被扶養者資格の再確認業務を日本年金機構との連携の下、事業主の協力を得つつ、的確に実施する。回収率は平成27年度実績（85.91%）を上回るものとする。

◎ 平成28年度の取り組み・評価

平成28年6月10日から7月1日の間で、7回に分割して事業所へ送付。

	送付対象事業所数	被扶養者状況リスト提出事業所数	提出率
三重支部	15,701件	13,362件	約85.10%
全国	約120万件	約102万件	約84.69%

【被扶養者の削除人数】

全国で約7.0万人の削除。（平成27年度 約7.3万人）
 削除による効果額は約22.7億円。（平成27年度 約31.5億円）

効果額については、被扶養者削除数の減少及び後期高齢者支援金への加入者割の配分が、平成27年度は2分の1であったが平成28年度は3分の1となったことにより減少。

◎ 平成29年度の取り組み

- 前年度までと同様に被扶養者資格再確認を行い、無資格受診の防止を図る。
- 三重支部の提出率は全国平均を上回ったものの、27年度実績（85.91%）をわずかながら下回ったため、被扶養者資格再確認リスト未提出事業所への提出勧奨につき、勧奨対象基準を引き下げ、より多くの事業所に対し提出勧奨を実施する。
- 未送達事業所について、日本年金機構に情報提供依頼を行い再度送付を行う。再送付の結果、未送達の場合は日本年金機構に実態調査を依頼する。

4. 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等の審査の強化

◎ 目標設定

傷病手当金等の現金給付

資格取得後間もない給付金の申請や、業務上及び通勤途上の負傷の疑いがあるものについては、関係者への照会や立入調査を実施するなど審査を強化し、誤った請求や不正請求を防止する。

柔道整復師療養費

患者に対して負傷原因や受傷日数などについて文書照会を行う。照会件数は1カ月あたり100件を最低件数とする。

◎ 平成28年度の取り組み・評価

平成28年度 傷病手当金等の調査結果

平成28年度 立入調査実施件数 15件(内 年金機構と同行 10件)

平成28年度 柔道整復師療養費に係る文書照会結果

※ 数値上の効果額だけでなく、数値に表れない抑止効果もある。

平成27年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
照会件数	170件	103件	0件	0件	81件	124件	114件	124件	216件	266件	169件	113件	1,480件
照会額	1,603千円	1,421千円	0円	0円	1,076千円	1,586千円	1,473千円	1,442千円	2,497千円	2,272千円	1,760千円	1,370千円	16,500千円
返戻件数	7件	7件	0件	0件	6件	8件	0件	2件	7件	2件	3件	5件	47件
効果額	37,804円	101,248円	0円	0円	45,518円	45,828円	0円	15,738円	72,110円	11,102円	18,788円	64,409円	412,545円

平成28年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
照会件数	140件	141件	155件	232件	176件	225件	199件	205件	132件	223件	229件	237件	2,294件
照会額	1,697千円	1,731千円	1,901千円	2,406千円	2,106千円	2,508千円	1,974千円	2,080千円	1,576千円	1,875千円	2,073千円	2,171千円	24,098千円
返戻件数	4件	6件	4件	4件	4件	2件	8件	10件	5件	3件	6件	8件	64件
効果額	24,339円	48,239円	21,239円	46,798円	30,828円	11,102円	53,715円	101,197円	26,338円	7,285円	56,161円	79,952円	507,193円

◎ 平成29年度の取り組み

- 疑義案件に関しては給付適正化会議で検討し、関係者への照会や立入調査を実施し適正化に努める。
- 現金給付適正化対策要領に基づき適正な審査に努め、頻回受診者への文書照会や訪問による聞き取りを積極的に実施する。また、照会結果に応じて施術所への聞き取り調査・指導を行い適正化に努める。
- 接骨院・整骨院への正しいかかり方を周知するためのリーフレットを配布する。

5. 資格喪失後受診等における債権発生防止のための保険証の回収強化

◎ 目標設定

- ① 資格喪失後受診による返納金発生が多い事業所及び保険証回収催告状の発行が多い事業所を対象とした事業所訪問を年2回実施する。訪問の際は、外国語を併記した保険証の使用期限に関するポスター・チラシを作成し持参する。また、過去に訪問履歴のある事業所には、上記ポスター・チラシを郵送し回収強化の依頼を行う。
- ② 任意継続被保険者は、スケジュールを定め、電話催告・文書催告を実施する。特に資格取消者に対しては、訪問催告を含め重点的に行い、債権発生防止に努める。

◎ 平成28年度の取り組み・評価

- ① 保険証の早期回収への協力依頼のため、事業所訪問を実施（平成28年8月に46社、平成29年2月に38社）
- ② 資格喪失後受診による返納金の発生が多い事業所に対し、外国語を併記した保険証の使用期限に関するポスター、チラシを送付し保険証の早期回収協力を依頼。送付時期 平成29年2月 送付件数383件
- ③ 催告状の送付を資格喪失処理から2週間以内に実施し、早期の保険証回収に努めた。

平成29年3月喪失者	保険証回収状況	一般被保険者	三重支部86.89%	(全国90.37%)
		任意継続被保険者	三重支部80.1%	(全国78.1%)

◎ 平成29年度の取り組み

- ① 催告状の発送スケジュールにつき、昨年度と同様に資格喪失処理から2週間以内に実施し、早期の保険証回収に努める。
- ② 任意継続被保険者の資格取消者に対しては、資格取消通知書の発送から5日以内に電話催告を実施し早期の保険証回収に努める。
- ③ 保険証未回収件数が多い事業所、無資格受診による返納金が多く発生した事業所に対して、保険証の早期回収への協力を依頼する。保険証の使用期限についての理解を深めていただくため、加入者あてに配布していただく小冊子を作成し送付する。

IV. レセプトグループ

- 1. 効果的なレセプト点検の推進 …… 24,25P
- 2. 医療費通知等の実施 …… 26P
- 3. 積極的な債権回収業務の推進 …… 27P

1. 効果的なレセプト点検の推進

◎ 目標設定

① 資格点検効果額（加入者1人当たり）：991円

健康保険被保険者証の記号・番号、性別が適正か、資格喪失後・家族認定外の診療分について、不適正分の返還額の合計を加入者数で除したもの

平成28年度の累積効果額

946円×499,579人=約4.72億円（26,748件）
（全国46位 平均値1,267円）

② 外傷点検効果額（加入者1人当たり）：262円

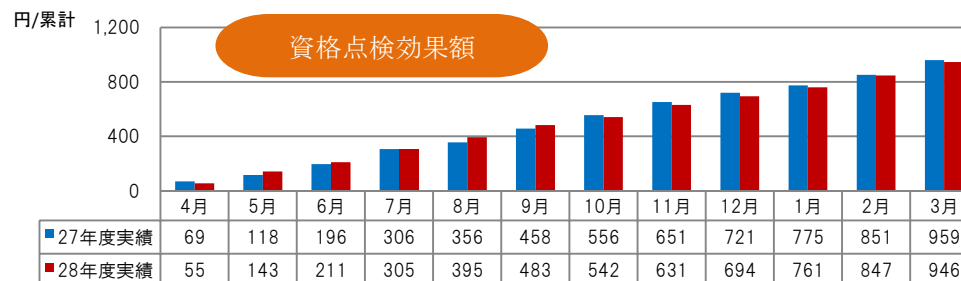
業務上、または交通事故などの第三者の行為によるケガや病気でないかを確認し、業務上等該当分の返還額の合計を加入者数で除したもの

平成28年度の累積効果額

242円×499,579人=約1.21億円（3,005件）
（全国16位 平均値264円）

◎ 平成28年度の取り組み・評価

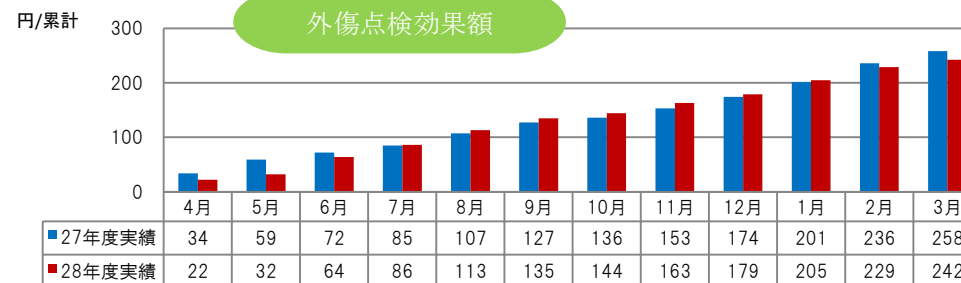
※ 累積効果額：1人当たり点検効果額×平均加入者数



システムによる自動点検にてエラーを抽出。エラー抽出された案件につき、詳細な資格記録照会、医療機関への照会を経て、適正なもの、医療機関へ返戻するもの、被保険者に対し返納決定を行うものに分類している。

医療機関受診時に適正な保険証使用・資格確認が行われていれば、件数及び効果額が必ずしも伸びるものではないものの、他支部との比較で下位であることから、改めて事務処理手順の再確認を行った。

上記再確認の結果、レセプト作成上の不備（生年月日誤り、性別誤り）について、返戻をせず当方にてデータ補正を行っていたため、以後、医療機関への返戻を行うこととした。（H29.1～）結果、効果額の向上につながっており、29年度も実施していく。



外傷病名のレセプトを抽出し、加入者宛に負傷原因照会を実施。

回答および更に照会を行うことで、適正であるもの、業務災害に該当するもの、第三者行為に該当するものに分類している。

昨年度に比して効果額は下回ったものの、資格点検と同様にシステムによる点検を行っており、業務災害・交通事故等の第三者行為による保険証使用の実態に左右され、必ずしも件数・金額が伸びるものではない。

全国的に見ても中位以上であるため、今後も手順に則った審査・処理を実施し、回答未提出者への提出勧奨、再勧奨を行うことで確実な処理を実施する。

1. 効果的なレセプト点検の推進

◎ 目標設定

③ 審査内容査定効果額（加入者1人当たり）：72円

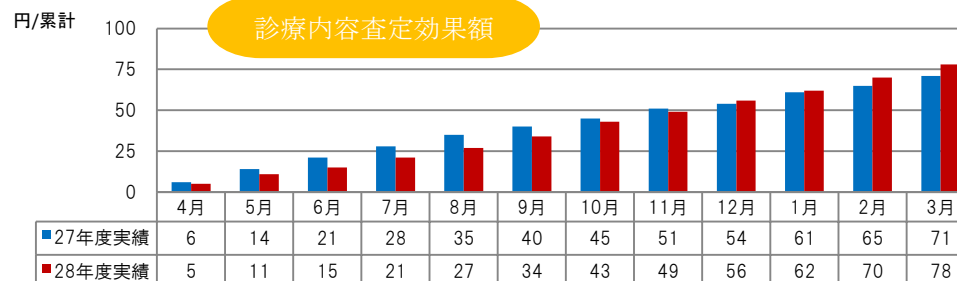
診療・請求内容について詳細に確認し、不備があったレセプト返還額の合計を加入者数で除したもの

平成28年度の累積効果額

78円×499,579人=約3.92億円（14,949件）
（全国46位 平均値143円）

◎ 平成28年度の取り組み・評価

※ 累積効果額：1人当たり点検効果額×平均加入者数



診療報酬支払基金を経て提出されたレセプトの診療内容を点検し、保険適用として不適切なもの、レセプトとして不備があるものを抽出。診療報酬支払基金へ再審査を依頼し、結果、査定（請求金額が減少）となった金額を計上している。

診療内容を点検するため、専門知識を持った点検員が行っており、点検員の配置数、習熟度、進行管理等により差が生じている。

28年度は点検員が不足している中で、特に年度後半はシステムの精度向上、好事例の収集、点検員のスキルアップ、設定した目標に対する進捗確認・個別指導について、それまでとは異なった取り組みを試行することで目標及び前年度実績を上回ることができた。

しかしながら、全国で比較した場合、いまだ三重は下位であるため、29年度は前年度後半の流れを継承しつつ、毎月、取り組みの検証・修正を行っていく。

◎ 平成29年度の取り組み

- ① 点検システムの精度向上を図り、効率的な業務を実施する。（共通）
- ② 生年月日・性別誤りレセプトの医療機関返戻の実施（資格点検）
- ③ 事務処理マニュアルに沿った、確実な点検を実施する（資格・外傷点検）
- ④ 行動計画の策定により、目標数値の共有と進捗管理を実施する。（内容点検）
- ⑤ 他支部、他機関における好事例の情報収集を行い、効率的な点検を実施する。（内容点検）
- ⑥ 点検効果向上に向け、研修の実施により点検員のスキルアップを図る。（内容点検）
- ⑦ 関係機関との連携強化、情報交換を行うことで再審査請求事例の精査向上を図る。（内容点検）

2. 医療費通知等の実施

◎ 目標設定

- ・ 加入者の健康と医療に対する意識向上を図るために、医療費通知を発送する。
- ・ 加入者の健康増進及び医療費適正化のため、同一月に複数の医療機関を受診している方に対し、適正受診の指導を行う。

◎ 平成28年度の取り組み・評価

- ① 平成29年2月中旬に本部から対象事業所及び任意継続加入者宅へ発送した。

【対象事業所数】	21,210件（対象世帯数：251,138）	（平成27年度送付数 20,246件（247,524世帯））
【任意継続加入者】	3,529世帯	（平成27年度送付数 3,604世帯）
- ② 医療費通知の実施について、ホームページ、メールマガジン、定期広報リーフレットにて事前広報を行った。
- ③ 問い合わせ件数を減らすために、送付文書の裏面に「医療費のお知らせに関するQ&A」を掲載した。
- ④ 単月のレセプト件数が20件以上の多受診者を抽出。28年度は7名の該当者に対し以下の対応を行った。
 一時的に多受診であったが、その後適正化した者・・・3名
 文書指導後、レセプト件数が減少した者・・・2名
 文書、電話による指導を行うも、今後も経過観察・指導が必要な者・・・2名

医療費通知については、加入者の健康と医療に対する意識向上を図ることで、医療保険全体の現状を認識してもらい、医療費適正化に理解を得るために必要な事業であると言え、継続して取り組むことが求められている。協会けんぽのみでなく、全医療保険者に求められていることであるため、今後も加入者・事業主の理解を求め、実施していく。

多受診に関しては、すべての方を適正化にもっていくことはできなかったが、指導を行うことでの効果は得られたと思われる。多受診の状況が継続している方には、引き続き状況を確認しつつ指導を続ける必要がある。

◎ 平成29年度の取り組み

- ① 28年度に引き続き、29年度下期に医療費通知を実施する。
平成29年度税制改革大綱に対応する形で健康保険法施行規則の改正がなされるため、事前の周知を十分行ったうえで実施する。
- ② 多受診者に対しては、支部審査医師・保健師と連携しつつ、28年度からの継続者2名を含め、毎月レセプト情報を確認し、文書、電話、訪問による指導を実施する。

3. 積極的な債権回収業務の推進

◎ 目標設定

- ① 債権回収専門員を活用し、戸別訪問を毎月100件（年間1,200件計画）以上行い、督促を強化する。また、法的手段を年間40件以上（前年度33件実施）実施する。
- ② 債権回収強化月間を設定（6月、12月、3月）し、レセプトグループ全体で催告を実施する。
- ③ 国民健康保険との保険者間調整を積極的に活用するため、債権の発生時と催告時に制度の利用を案内する。
- ④ 弁護士による催告を毎月20件（1万円以上債権、年間240件計画）実施する。
- ⑤ 返納金回収率：74.17% 損害賠償金回収率：93.21%

◎ 平成28年度の取り組み・評価

	訪問催告・現地調査	架電催告	弁護士催告	法的措置
平成27年度	1,333件	795件	225件	33件
平成28年度	1,406件	1,147件	240件	41件

返納金	調定件数(※)	調定金額(※)	回収件数	回収金額	未済額	回収率(金額)	全国回収率
平成27年度	1,807件	65,883,433円	1,260件	49,603,447円	16,279,986円	75.29%	65.74%
平成28年度	2,080件	91,038,476円	1,590件	68,822,514円	22,215,962円	75.60%	65.05%

損害賠償金	調定件数(※)	調定金額(※)	回収件数	回収金額	未済額	回収率(金額)	全国回収率
平成27年度	322件	86,696,013円	296件	79,783,349円	6,912,664円	92.03%	94.71%
平成28年度	411件	93,996,956円	394件	88,246,507円	5,750,449円	93.88%	91.89%

※調定件数・金額欄には、実際の調定件数・金額から、取消・償却となったものを差し引いた件数・金額を記載

平成28年度は、事業計画で設定した現地調査、各種催告、法的措置をスケジュールに沿って実行することで、目標及び前年度実績を上回ることができた。平成29年度は、28年度に実施した各種手法のうち、高い効果が見込まれる弁護士催告、法的措置を強化することで28年度及び目標を上回ることを目指す。また、発生した債権を回収することに加え、他グループと連携し、債権を発生させない取り組みについても引き続き実施していく必要がある。

◎ 平成29年度の取り組み

- ① 返納金回収率76.0%、損害賠償金回収率94.1%を目標とする。
- ② 債権発生後、半年間に重点を置き、文書・電話・訪問による催告を実施する。
- ③ 弁護士催告、法的手続の件数を増加することで、確実な回収に努める。（弁護士催告：月35件、法的手続：年40件以上）
- ④ 国民健康保険との保険者間調整を積極的に推進するため、調定時に制度の利用を案内する。（アウトソース）
- ⑤ 損害賠償債権については、早期に損害保険会社と接触・協議し、途中求償を含めた確実な回収に努める。
- ⑥ 債権発生を防止するため、他グループと連携し、事業主・加入者に対して保険証適正使用の啓発を行う。